

富山市民病院食堂設置運営事業者募集に係る条件

1 施設概要

- (1) 施設名等 富山市今泉北部町2番地1 富山市立富山市民病院
- (2) 敷地面積 29,229.12 m²
- (3) 延床面積 42,954.64 m²
- (4) 建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄筋コンクリート造
地下1階、地上8階（一部2階、3階及び4階建）
- (5) 病床数 595床
- (6) 認定事項 日本医療機能評価機構認定病院など
- (7) 駐車場 現駐車場台数：472台駐車可能
食堂設置運営事業者の業務のための駐車場利用は禁止
- (8) 患者数等 入院患者 延べ約147,000人（平成28年度末統計）
外来患者 延べ約253,000人（平成28年度末統計）
職員等 約970人（委託業者等は除く）
- (9) 面会時間 原則、午後2時から午後8時まで
- (10) 南側出入口 午前6時から午後7時まで
開錠時間
- (11) 店舗場所 1階南側出入口付近、職員休憩室北側
- (12) 店舗面積 238m²
- (13) 施設図面 別紙平面図参照

2 設置条件

- (1) 地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の使用許可として取り扱います。
- (2) 使用期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とします。
ただし、当院もしくは設置運営事業者において、食堂の運営を継続できない事情が生じた場合は、使用の終了を希望する日の6か月前までに申し出ることとして、当院と設置運営事業者とで協議を行い、双方で合意が得られた場合は、使用期間を変更することも可能とします。
- (3) 用途以外に使用することは禁止します。また、権利を第三者に譲渡又は転貸することはできないものとします。フランチャイズ方式を採用する場合は提案時にその旨を提案書に記載、説明してください。
- (4) 店舗面積を算定対象として計算した使用料（冷暖房費・設備管理料含む）を毎年当院へ納入するほか、電気料金などの光熱水費（実費）を毎月徴収することとします。
なお、現在当院の食堂事業においては、職員の厚生施設として使用するものとして、職員利用エリアと厨房の面積（約165m²）に相当する使用料を減免しています。
平成29年度の使用料積算額、減免額、実績額は次のとおりです。

使用料積算額 年4,438,580円

減免額 3,083,800円

実績額 1,354,780円

新たに選定された事業者に対しても、現行と同じ取扱いで使用料の減免を適用することとします。

- (5) 出店に伴う費用については、次の経費等も含め出店者の負担とします。
- ① 内装工事費及び設備機器工事費等
 - ② 清掃及び消毒に要する費用並びに廃棄物等の処理経費
 - ③ 通信運搬費、消耗品費、セキュリティ経費及び商品、火災保険料等、その他店舗の運営に関する経費
 - ④ 利用者による使用部分の設備汚損、破損に対する対応経費
 - ⑤ 店舗の運営に係る利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費
 - ⑥ 退店する際の原状復帰にかかる費用
- (6) 営業日及び営業時間は、提案するものとします。
なお、現在の営業日、営業時間及び定休日は次のとおりです。
- 営業日 : 当院の外来診療日(月曜日～金曜日)
営業時間 : 午前10時00分から午後3時00分
定休日 : 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)
- (7) 営業開始は、平成30年4月1日を基準とします。
- (8) 開店までのスケジュールについてはできるだけ短期間の準備期間となることを希望しますが、提案内容により別途協議します。
- (9) 店舗や看板等の規模、デザイン、色彩等は周囲と調和するものとし、天井及び照明、内壁仕上、床仕上、電気コンセント設備、電話回線設備及び冷暖房設備、給排水設備等の造作工事等は病院と内容協議の上、出店者側の負担で行うことができます。ただし、期間が満了または使用許可が取り消された場合は、速やかに原状回復の上、返還を原則とします。

3 その他の条件

- (1) 利用者が気持ちよく店舗を利用できるよう、従事する従業員には、病院内でのサービス業務であることの自覚を持ち、清潔感のある身なりで接客対応をお願いします。また、出店者は、このために積極的な接客研修等各種研修教育に努めてください。
- (2) 出店や営業に必要な各種法令に基づく許認可などは出店者が取得してください。食品衛生法、医薬品医療機器等法等の関係法令を遵守し、衛生管理、感染症対策を徹底してください。出店者の責任において、従業員に定期健康診断を受診させる等、健康管理を行ってください。
- (3) 店舗等の周辺を清潔に保ち、病院の美観、衛生環境の維持に努めてください。店舗内での、商品の販売と直接関係のない広告をご遠慮ください。酒類等当院から療養に適さないと要請したものについては、販売を禁止します。また、廃棄物の処理(保管・搬出・処分等)は、出店者の責任でお願いします。
- (4) 店舗内の商品等の搬入については、当院が指定する時間帯や経路に従ってください。
- (5) 販売価格は、利用しやすい価格帯として、設定してください。
- (6) 毎月指定期日までに前月分の売上高等、当院が求める定期報告を提出してください。
- (7) 当院から指示がある場合は、速やかに報告、対応をお願いします。